

令和7年3月3日招集

## 令和7年第2回琴浦町議会定例会

### 【諸般の報告】

- 報告第1号 専決処分について〔地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
条例の整理に関する条例の制定について〕
- 報告第2号 専決処分について〔琴浦町公共下水道条例の一部改正について〕
- 報告第3号 専決処分について〔建設工事請負変更契約の締結について（新ふなのえ  
こども園・成美地区公民館建設工事）〕
- 報告第4号 専決処分について〔建設工事請負変更契約の締結について（東伯総合公  
園サッカー場夜間照明等新設工事）〕
- 報告第5号 専決処分について〔建設工事請負変更契約の締結について（旧安田小学  
校改修工事）〕

## 報告第1号

### 専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、つぎのとおり専決したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

- 1 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

令和7年3月3日 提出

琴浦町長 福本まり子

## 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、  
下記事件を別紙のとおり専決する。

### 記

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に  
関する条例の制定について

令和 7 年 2 月 1 2 日

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和7年琴浦町条例第1号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例

(琴浦町監査委員条例の一部改正)

第1条 琴浦町監査委員条例(平成16年琴浦町条例第27号)の一部を次のように  
改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下  
線で示すように改正する。

改正後	改正前
(請求又は要求に基づく監査) 第4条 監査委員は、法第75条第1項、第9 8条第2項、第242条第1項若しくは第24 3条の2の9第3項の規定による監査の 請求があったとき、又は法第199条第6項 の規定による監査の要求があったとき は、当該監査の請求又は監査の要求を受 理した日から10日以内に監査に着手しな なければならない。	(請求又は要求に基づく監査) 第4条 監査委員は、法第75条第1項、第9 8条第2項、第242条第1項若しくは第24 3条の2の8第3項の規定による監査の 請求があったとき、又は法第199条第6項 の規定による監査の要求があったとき は、当該監査の請求又は監査の要求を受 理した日から10日以内に監査に着手しな なければならない。

(琴浦町水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 琴浦町水道事業の設置等に関する条例(平成16年琴浦町条例第185号)  
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下  
線で示すように改正する。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自

治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。
--	--

(琴浦町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第3条 琴浦町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年琴浦町条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第1項の規定に基づき、町長若しくは町の委員会の委員若しくは委員又は町の職員(同法第243条の2の9第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。)の町に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の7第1項の規定に基づき、町長若しくは町の委員会の委員若しくは委員又は町の職員(同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。)の町に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(琴浦町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 琴浦町下水道事業の設置等に関する条例(令和3年琴浦町条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任がある全ての場合とする。

第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任がある全ての場合とする。

#### 附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

## 報告第2号

### 専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、  
つぎのとおり専決したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

#### 1 琴浦町公共下水道条例の一部改正について

令和7年3月3日 提出

琴浦町長 福本まり子

## 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、  
下記事件を別紙のとおり専決する。

### 記

琴浦町公共下水道条例の一部改正について

令和 7 年 2 月 1 2 日

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和7年琴浦町条例第2号

琴浦町公共下水道条例の一部を改正する条例

琴浦町公共下水道条例(平成16年琴浦町条例第177号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第3(第10条関係)			別表第3(第10条関係)		
略			略		
(44)	前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第37号に掲げる項目に類似する項目及び <u>大腸菌数</u> を除く。)	当該排水基準に係る数値	(44)	前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第37号に掲げる項目に類似する項目及び <u>大腸菌群数</u> を除く。)	当該排水基準に係る数値

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 報告第3号

### 専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、  
つぎのとおり専決したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

#### 1 建設工事請負変更契約の締結について

〔新ふなのえこども園・成美地区公民館建設工事〕

令和7年3月3日 提出

琴浦町長 福本まり子

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、  
下記事件を別紙のとおり専決する。

### 記

建設工事請負変更契約の締結について

[新ふなのえこども園・成美地区公民館建設工事]

令和 7 年 2 月 1 0 日

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和6年9月26日付の第1回変更契約で議決を得た、新ふなのえこども園・成美地区公民館建設工事について、「議会の権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

○第2回変更契約後

工 事 名：新ふなのえこども園・成美地区公民館建設工事

工 事 場 所：琴浦町大字出上 130-1 外

工事完成期限：令和7年3月31日

請 負 金 額：1,051,544,978円

契約の方法：限定公募型指名競争入札

契 約 者：【氏名】新ふなのえこども園・成美地区公民館建設工事

馬野建設・伊藤建設・岡崎組特定建設工事共同企業体

【代表者住所】鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1840番地1

【代表者氏名】馬野建設 株式会社 代表取締役社長 馬野 慎一郎

【構成員住所】鳥取県東伯郡琴浦町大字逢東873番地

【構成員氏名】株式会社 伊藤建設 代表取締役 伊藤 典章

【構成員住所】鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋388番地4

【構成員氏名】有限会社 岡崎組 代表取締役 岡崎 健一

変更後	変更前
3 工事完成期限 <u>令和7年3月31日</u>	3 工事完成期限 <u>令和7年2月28日</u>

備考 変更部分は下線の部分である。

【工期延長理由】

造成工事における重機トラブルによる現場着手時期の遅延や、設計の不備による設計内容見直し及び工程の組み直しの調整に不測の日数を要したため、工期内の完成が困難となったため。

## 報告第4号

### 専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、  
つぎのとおり専決したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

#### 1 建設工事請負変更契約の締結について

[東伯総合公園サッカー場夜間照明等新設工事]

令和7年3月3日 提出

琴浦町長 福本まり子

## 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、  
下記事件を別紙のとおり専決する。

### 記

建設工事請負変更契約の締結について

[東伯総合公園サッカー場夜間照明等新設工事]

令和 7 年 2 月 1 0 日

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和6年12月3日付の第1回変更契約で専決処分を行った、東伯総合公園サッカー場夜間照明等新設工事について、「議会の権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

○第2回変更契約後

工 事 名：東伯総合公園サッカー場夜間照明等新設工事

工 事 場 所：琴浦町大字田越560

工事完成期限：令和7年2月28日

請 負 金 額：158,423,100円

契約の方法：限定公募型指名競争入札

契 約 者：【氏名】東伯総合公園サッカー場夜間照明等新設工事  
井木組・若松組 特定建設工事共同企業体

【代表者住所】鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕2000番地1

【代表者氏名】株式会社 井木組 代表取締役 井木 敏晴

【構成員住所】鳥取県東伯郡琴浦町大字松谷5番地1

【構成員氏名】株式会社若松組 代表取締役 川瀬 光知夫

変更後	変更前
請 負 金 額 <u>一金 158,423,100 円</u>	請 負 金 額 <u>一金 158,336,200円</u>

備考 変更部分は下線の部分である。

※86,900円の増額

【増額の主な理由】

数量の精査による増

## 報告第5号

### 専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、  
つぎのとおり専決したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

#### 1 建設工事請負変更契約の締結について

[旧安田小学校改修工事]

令和7年3月3日 提出

琴浦町長 福本まり子

## 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、  
下記事件を別紙のとおり専決する。

### 記

建設工事請負変更契約の締結について

[旧安田小学校改修工事]

令和 7 年 2 月 7 日

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和6年8月29日付の当初契約で議決を得た、旧安田小学校改修工事について、「議会の権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

○第1回変更契約後

工 事 名：旧安田小学校改修工事

工 事 場 所：琴浦町大字筥津318

工事完成期限：令和7年3月14日

請 負 金 額：158,863,100円

契約の方法：限定公募型指名競争入札

契 約 者：【氏名】旧安田小学校改修工事

高野組・チュウブ 特定建設工事共同企業体

【代表者住所】鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕817番地7

【代表者氏名】株式会社 高野組 代表取締役 高力 久美

【構成員住所】鳥取県東伯郡琴浦町大字逢東1061番地6

【構成員氏名】株式会社チュウブ 代表取締役社長 小柴 雅央

変更後	変更前
請 負 金 額 <u>一金 158,863,100 円</u>	請 負 金 額 <u>一金 152,900,000円</u>

備考 変更部分は下線の部分である。

※5,963,100円の増額

【増額の主な理由】

劣化が激しく交換が必要になった建具・管工事の追加、現場にあわせた塗装範囲の拡大、部材の追加によるもの。

その他正則、精査による増工によるもの。